

仕 様 書

1 業務名

スポーツ分野の医・科学的知見等による、市民の健康増進を図る取組事例調査業務

2 業務目的

本市では、昨年策定した「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」（令和4年度～令和13年度）において、目指す姿の一つとして「スポーツで得られた知見が市民の健康づくりなどに生かされている」と掲げている。

スポーツ庁やハイパフォーマンススポーツセンター等には、アスリートの支援を通して得たスポーツ医・科学の知見が蓄積されており、また、スポーツ分野においてもICT技術が活用され、地域住民の健康増進に資する取組など様々な取組が行われている。

本業務は、当該知見や技術を活用した地域住民等の健康増進に向けた取組の事例を調査し、札幌市民の健康増進を図る取組を行うにあたっての基礎資料を作成する。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

4 業務内容

(1) 調査事例の抽出

ア 各種団体のホームページなどの閲覧により、スポーツ分野における医・科学的知見（コンディショニング、トレーニング、栄養学、心理学等）やこれに基づいたICT技術を活用した、地域住民等の健康増進に向けた効果的・効率的な取組（参加者が多く、継続性が高い取組など健康増進を促進させている事例）を30事例程度抽出すること。なお、医・科学的知見の様々な分野において、1つの分野に偏ることなく、より多くの分野の事例を抽出すること。

イ 調査団体および各事例数は、下表のとおりとすること。なお、調査団体および各事例数については、抽出状況を委託者に適宜報告しながら、委託者と協議のうえ最終決定すること。

調査団体	調査事例数
スポーツ庁、日本スポーツ協会、日本スポーツ振興センター	5事例程度
地方公共団体	10事例程度
各地域のスポーツ医・科学センター、体育・スポーツ協会	5事例程度
大学、医療機関	5事例程度
企業	5事例程度
合計	30事例程度

(2) 調査個票の作成

ア 上記4-(1)で抽出した事例について、団体のホームページや調査票の送付、電話での聞き取りによる確認により、調査個票を作成すること。調査個票の項目および内容については、下表を参考にすること。

項目	内容
調査日	調査年月日
基礎情報	団体名、団体の所在地、業種等
取組内容	目的、運営体制、取組詳細（ターゲット、実施手法、実施場所、実施内容詳細）等
医科学的知見	取組の根拠となる医・科学的知見
取組の継続性	開始年度、終了年度または継続
結果	取組の結果（数値の増減等）
効果（成果）	結果からどのような効果（成果）が発見されたか
課題	結果からどのような課題が発見されたか
特記事項	上記以外で特筆すべき情報を記載

イ 調査個票については、調査状況を委託者に適宜報告しながら作成すること。なお、上記4-(1)で抽出した事例について、委託者から指示があった場合には、委託者が収集した情報を個票に反映すること。

ウ 抽出した事例について、特に効果（成果）が顕著な道外の取組2事例について、委託者ととも当該団体を訪問し、ヒアリングや活用している施設の見学を行い、調査個票に反映すること。なお、当該事例の選定については委託者と協議し決定すること。また、受託者の旅費は受託者が、委託者の旅費は委託者が負担すること。

(3) 報告書の作成

調査個票をとりまとめ、取組内容を集計のうね一覧表（クロス分析等を含む）を作成し、業務成果の報告書を作成すること。また、各取組事例のパンフレット等を添付すること。なお、内容の詳細については、別途委託者と協議すること。

5 報告書の納品方法

ア 出力稿（紙媒体） 2部

イ データファイル（CD-ROMまたはDVD-ROM） 一式（Word形式およびPDF形式）

※ 図表等については、別途Excel形式も併せて納品すること。

6 環境への配慮について

本業務の遂行に当たっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等、環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 特記事項

- (1) 受託者は、業務の着手に当たって、実施のための執行体制及びスケジュールを委託者に提示し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、委託者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関する委託者の指示を遵守すること。
- (3) 履行期間完了前においても、委託者からの指示があった場合、必要な資料等を提出すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項や、委託者より提供された資料・データ等について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (5) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (6) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (7) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理すること。
- (8) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て本市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (9) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (10) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

8 所管課

札幌市スポーツ局招致推進部調整課

(札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE 札幌ビル9階)

電話：011-211-3042 担当：山下